

## 愛知県子育て応援マスコット・キャラクター使用承認取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛知県子育て応援マスコット・キャラクター「はぐみん」等（以下「マスコット等」という。）を使用する場合の使用承認基準、手続き等について定める。

(定義)

第2条 この要綱において、マスコット等とは別表に定めるものをいう。

(使用承認手続き)

第3条 マスコット等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、事前に「愛知県子育て応援マスコット・キャラクター使用承認申請書」（第1号様式）又は愛知県子育てポータルサイト「あいち はぐみんネット」の「デザイン使用申請フォーム」により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

ただし、次に掲げる場合は、知事の承認を得ずに使用することができるが、いずれの場合もマスコット等のデザインを改変してはならない。また、その場合においても、マスコット等を使用した場合は、使用後に使用状況を知事に報告するよう努めるものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合。
- (2) 新聞、テレビ等報道関係機関が報道目的に使用する場合。
- (3) 愛知県少子化対策推進会議構成団体が使用する場合。
- (4) 『愛知県子育て応援マスコット・キャラクター「はぐみん」着ぐるみ貸出要綱』による承認を受けた者が、着ぐるみ使用行事の告知目的に使用する場合。

(使用承認基準)

第4条 知事は、マスコット等の使用承認申請書の提出があったときは、その内容を次の審査基準により審査する。

- (1) 使用する活動・事業が、次のいずれかの内容であること。
  - ア 結婚・妊娠・出産・子育てを応援し、又は機運を高める活動
  - イ 子どもの教育及び青少年の健全な育成のための取組
  - ウ その他「愛知県少子化対策推進条例（平成19年愛知県条例第8号、以下「条例」という。）」の趣旨に合致する取組
- (2) 実施主体が良好な活動実績を有する等、事業実施能力があると認められること。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、マスコット等の使用を承認しない。

- (1) 条例の目的の達成に資すると認められない場合
- (2) 使用目的が明らかでない場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に利用されるおそれがある場合
- (4) 特定の個人、団体等の売名に利用されるおそれがある場合
- (5) 営利目的で使用する場合
- (6) マスコット等のデザインを改変してしようする場合
- (7) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- (8) その他、知事がマスコット等の使用について不適切と認める場合

(使用承認通知)

第5条 知事は、マスコット等の使用を承認する場合は「愛知県子育て応援マスコット・

キャラクター使用承認書」(第2号様式)を申請者に交付する。

2 知事は、使用を承認する場合に条件を付することができる。

(不承認通知)

第6条 知事は、マスコット等の使用を承認しない場合は、申請者に対しその旨を文書により通知する。

(使用料)

第7条 マスコット等の使用料は、無償とする。

(使用承認の取消等)

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認を取消し、申請者に対して使用物件の回収を求める等の措置を取ることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により承認を受けた場合

(2) 使用承認条件に違反して使用した場合

(3) その他、知事が必要と認める場合

2 前項の規定による使用承認の取消しにより生じた回収費用等のいかなる損害についても、県は補償しない。

(その他)

第9条 子育て家庭優待事業協賛店舗等のマスコット等の使用については、「子育て家庭優待事業実施要綱」で別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月13日から施行する。

附 則

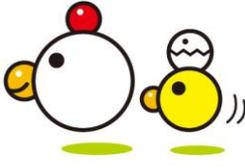
この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月25日から施行する。

別 表(第2条関係)

愛知県子育て応援マスコット・キャラクターデザイン

<p>① 標準縦</p> 	<p>② 標準横</p> 
<p>③ はねる</p> 	<p>④ 感心する</p> 
<p>⑤ 困る</p> 	<p>⑥ 泣く</p> 
<p>⑦ 眠る</p> 	<p>⑧ 歩く</p> 
<p>⑨ ロゴマーク</p> 	

注1) 原則として、マスコットの愛称「はぐみん」を併記すること。

注2) 愛知県子育て応援マスコット・キャラクターの商標権は愛知県にあります。

(登録第5063536号)

(第1号様式)

愛知県子育て応援マスコット・キャラクター使用承認申請書

年 月 日

愛 知 県 知 事

申請者住所

氏名  
(名称及び代表者名)

電話番号

愛知県子育て応援マスコット・キャラクターを使用したいので、下記のとおり申請します。

使用にあたっては、「愛知県子育て応援マスコット・キャラクター使用承認取扱要綱」と使用承認条件を遵守します。

記

使用目的	
使用方法	
添付書類※	
備考	

※ 使用方法がわかる資料を添付してください。(必要に応じて事業計画書や団体組織概要等の資料の提出を求める場合があります。)

(第2号様式)

愛知県子育て応援マスコット・キャラクター使用承認書

年 月 日

様

愛 知 県 知 事

年 月 日付けで申請のありました愛知県子育て応援マスコット・キャラクターの使用について、下記のとおり承認します。

記

1. 承認内容

「愛知県子育て応援マスコット・キャラクター使用承認申請書」の記載のとおり。

2. 使用承認条件

- (1) 申請書の記載内容から変更があった場合は、再度申請書を提出すること。
- (2) 使用に係る物件等の完成見本又は写真等を速やかに提出すること。
- (3) 使用に関し、県は損害賠償等の一切の責任を負わない。
- (4) その他